

令和6年3月27日
大臣官房技術調査課

業界団体との意見交換の取組成果をまとめました

～「令和5年度 国土交通省・日建連意見交換会」成果報告～

国土交通省では、建設現場の働き方改革や働きやすい職場環境の整備等を推進するため、一般社団法人 日本建設業連合会（以下、「日建連」という。）と定期的に意見交換を実施しており、このたび、令和5年度に実施した意見交換の成果として、直轄土木工事の令和6年度における取組をまとめましたので、公表いたします。

地区ごとに地方整備局と日建連で公共工事の諸課題を意見交換し、その結果を踏まえ、国土交通本省も加わり、公共工事の生産性向上や担い手の確保などを議論し、直轄土木工事の令和6年度における取組としてとりまとめました。

<地方整備局（公共工事の諸課題に関する意見交換会）>

開催日	地区	意見交換のテーマ
令和5年5月15日	関東地整	<u>1. 働き方改革と担い手の確保</u> （待ったなしの時間外労働削減に向けて） (1) 適正な工期設定と条件明示 (2) 工事現場における完全週休2日の実現 (3) 技能者の処遇改善 (4) 技術者要件の改善
5月22日	東北地整	
5月25日	中国地整	<u>2. 品確法の的確な運用（入札・契約に関する改善）</u> (1) 予算確保と適切な発注 (2) 入札と契約制度に関する改善 (3) 資材価格高騰への対応 (4) 地方公共団体発注の建築工事における設計図書の適正化等
5月26日	四国地整	
5月31日	北陸地整	
6月5日	近畿地整	<u>3. 生産性向上（新技術・新工法の活用）</u> (1) 新技術とDXの現場実装 (2) プレキャスト工法の活用拡大
6月7日	中部地整	
6月9日	九州地整	<u>4. 公共工事の適正かつ効率的な実施</u> （適切な設計変更と現場業務の効率化・各取組みの横展開と現場への徹底） (1) 設計変更ガイドラインの徹底 (2) 現場業務の効率化 (3) 取組みの横展開と現場への徹底、広報の強化
6月15日	北海道開発局	

<国土交通本省（フォローアップ会議）>

開催日	会議	主な意見交換のテーマ
令和5年6月21日	意見交換会報告会	意見交換会結果報告
7月27日	第1回フォローアップ会議	フォローアップ会議の実施方針
11月22日	第2回フォローアップ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革と担い手の確保 ・ 品確法の的確な運用 ・ 生産性向上 ・ 公共工事の適正かつ効率的な実施 他
令和6年3月12日	第3回フォローアップ会議	

<意見交換の取組成果>

令和5年度の意見交換を踏まえ、令和6年度には、直轄土木工事の中で以下について取り組んでまいります。

1. 働き方改革と担い手の確保（待ったなしの時間外労働削減に向けて）

（1）時間外労働上限規制に伴う適正な歩掛の設定

- 令和5年度には、より正確に調査結果を記載してもらうために、トンネル工事の実態調査対象工事の受注者34社に向けた説明会を実施。
- 令和6年度より、舗装版破碎工などの現道・維持関係等の11工種について、朝礼、準備体操、後片付け及び移動時間等を踏まえ、日当たり施工量の減少を歩掛改正に反映。【別紙1】

（2）時間外労働上限規制に伴う経費増への対応

- 令和6年度より、書類作成の経費や下請けの本社経費などの実態を反映し、現場管理費の見直しを実施。【別紙2】

（3）土日閉所による完全週休2日の実現

・完全週休2日に向けて

- 令和5年度には、中部地方整備局や近畿地方整備局等の本官工事（予定価格3億円以上の工事）で土日閉所とする工事を実施（全国で137工事を実施）。そのうち、中部地方整備局では土日祝日を閉所とする工事についても先行的に実施。
- 令和6年度より、土日を休日とする工事の実施企業に対して、工事成績評定で加点する等の措置を開始するなど、他産業と遜色のない休日取得ができる現場の実現を目指し、取組を促進。

・閉所と交替制の切り替え

- 令和5年度には、工期の一部で閉所から交替制に変更する試行を開始。
- 令和6年度より、月単位の週休2日適用工事においても試行を拡大実施。【別紙3】

(4) 技能者の処遇改善（CCUSの普及等）

・公共工事におけるCCUS普及方策

- 令和5年度には、地元業界の理解が得られている45の都道府県で、直轄Cランクでのモデル工事を試行。また、都道府県工事では、43の道府県で企業評価を導入。さらに、地域での普及・促進に向け、元請・下請双方交えた意見交換会を6地域で開催。
- 令和6年度より、地域レベルでのCCUS普及に向け、引き続き地域の理解を踏まえ直轄Cランクでのモデル工事を試行するとともに、都道府県・市町村発注工事における企業評価等の導入、現場利用の推進に向けた働きかけを行う。また、地域におけるCCUS導入の課題の把握に向け、元請・下請双方交えた意見交換会を10以上の地域で開催する。

(5) 若手技術者の育成

- 令和6年度より、関東地方整備局において、監理技術者育成交代モデルによる工事発注時に、監理技術者の交代（施工上一定の区切りとみなせる時期）の目安となる時期を概略工事工程表に示す予定。【別紙4】

2. 生産性の向上（新技術・新工法の活用）

(1) BIM/CIM原則導入に伴う課題への対応

- 令和5年度には、受発注者双方へアンケートを実施し、官民における課題の分析と解決策の方向性を整理。
- 令和6年度には、BIM/CIMの理解促進と受発注者のデータ共有（DS）の徹底のため、BIM/CIMの活用効果、実施内容と実施主体を明確にした資料の作成を行う。

(2) プレキャスト工法の活用拡大

- 令和5年度には、ボックスカルバートの工法選定比較におけるコスト及び定量的評価項目に加え、新たに定性的評価項目を追加した試行に向けた要領（案）を作成。
- 令和6年度より、各地方整備局において、上記要領（案）を用いた過年度設計業務の試算（検証）及び新規設計業務での試行を行い、その結果を要領（案）に反映予定。

3. 品確法の的確な運用（入札・契約に関する改善）

(1) ECI方式の活用拡大

- 令和5年度には、日建連にて整理した現行のECIガイドラインへの要望に対し、速やかに改正すべき項目、継続検討のうえ改正すべき項目、ガイドライン以外で対応すべき項目等に方針を峻別。

- 令和6年度には、速やかに改正すべき項目についての改正を実施予定。
その他の項目についても検討を推進。

4. 公共工事の適正かつ効率的な実施

(1) 書類作成業務の負担軽減

- 令和5年度には、受発注者間の作成書類の役割分担の明確化などを盛り込んだガイドライン・リーフレット等を作成又は改定し、受発注者の隅々まで展開。
- 令和6年度より、ガイドライン・リーフレット等の周知状況についてフォローアップを実施予定。

(2) 検査業務の負担削減

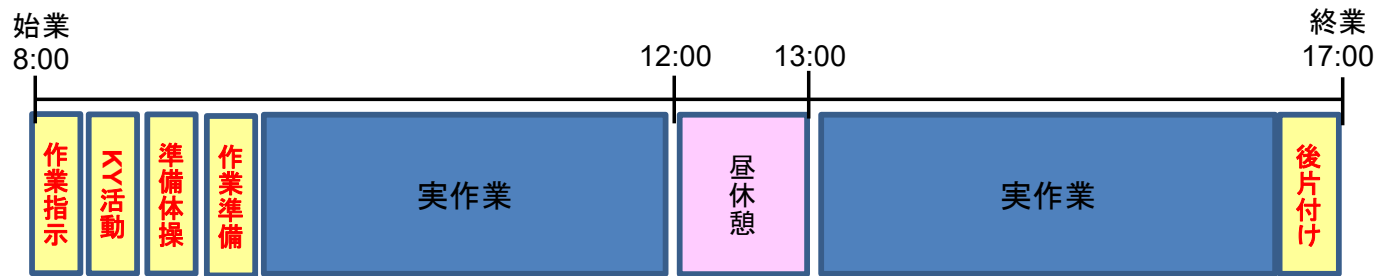
- 令和5年度には、中間技術検査をはじめ、既済部分検査などの各種検査における遠隔臨場の適用可能性について、試行した案件へのフォローアップを実施し、「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）」を作成。
- 令和6年度より、上記実施要領（案）を原則全ての検査に適用。

<問い合わせ先> 電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8221（直通）
国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室
事業評価・保全企画官：栗原（内線 22353）、係長：木村（内線 22355）

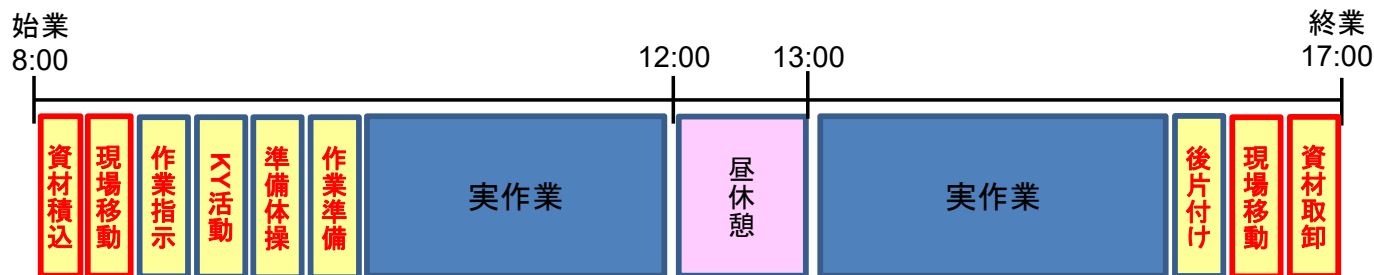
時間外労働上限規制に伴う適正な歩掛の改定

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 2 7 工種の分析に反映

■従前の調査



■R 4 以降の調査



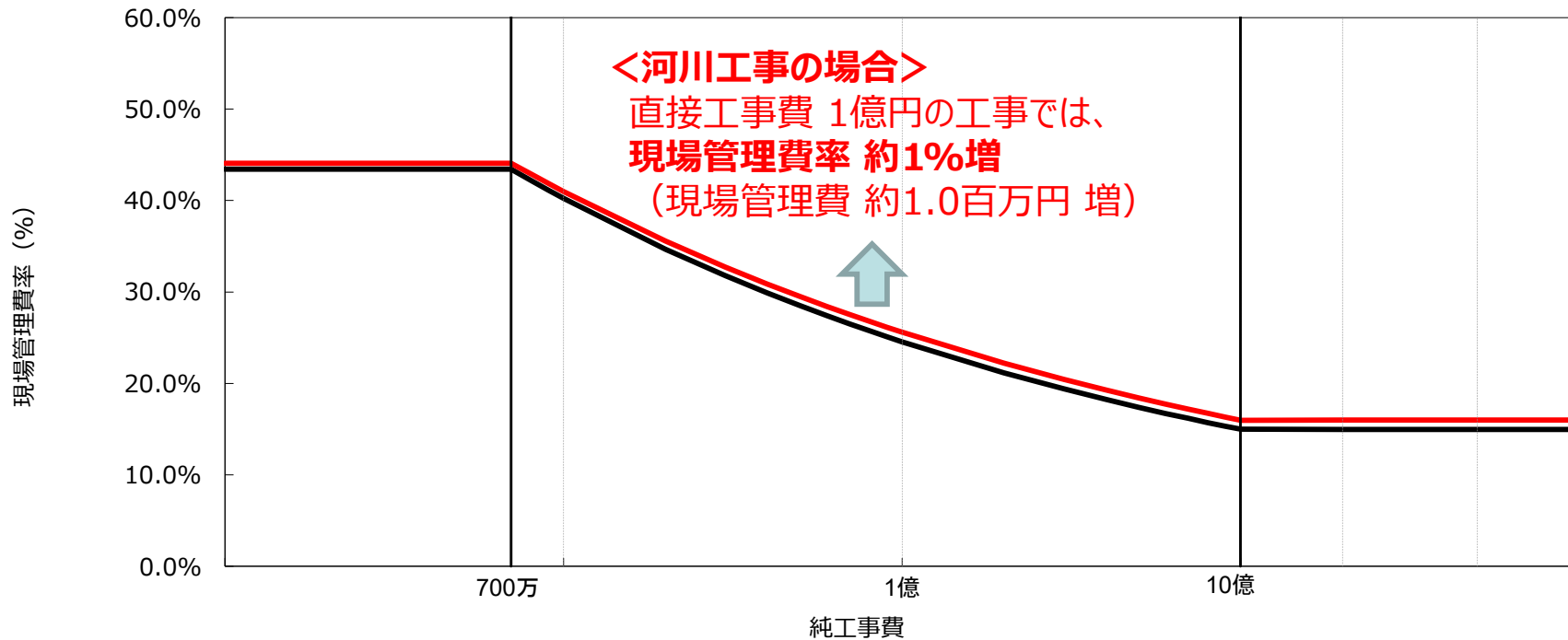
- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 1 1 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒R6年度歩掛改正に反映

- | | | | | | |
|---------|-----------------|------------------|---------|-------------------|-----------|
| ・舗装版破碎工 | ・舗装版切断工 | ・電線共同溝工(C・C・BOX) | ・場所打擁壁工 | ・橋梁補強工(コンクリート巻立て) | |
| ・伐木除根工 | ・安定処理工(バックホウ混合) | ・泥水運搬工 | ・現場取卸工 | ・踏掛版設置工 | ・グラウトホール工 |

時間外労働規制に伴う経費増への対応

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

○業界との意見交換を通して、「受注者が閉所、交替制を選択できる方式の検討」や、「当初設計時、変更設計時とも、適正な工期の確保」が必要との意見あり。

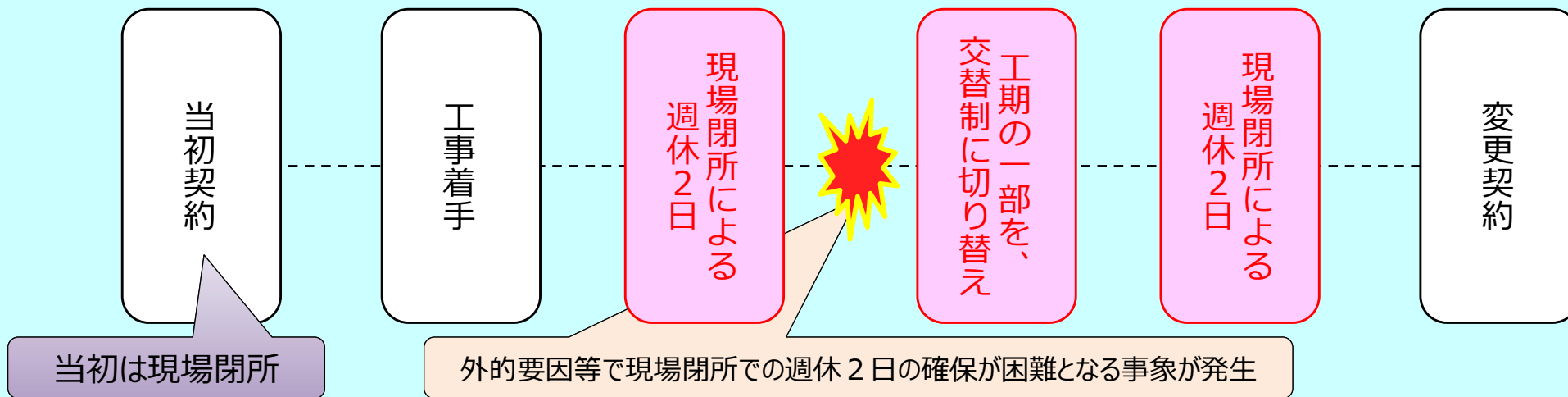
⇒ 令和5年度は、現地着手後、工期の一部を「閉所」から「交替制」に変更する試行を九州地方整備局において開始し、**『R6年度も継続実施』**

⇒ 令和6年度は、月単位の週休2日現場閉所の実施工事にも対象を拡大

※ 週休2日は「4週8休以上の現場閉所(1日を通して現場や現場事務所が閉所)を行ったと認められる状態」を指す。ここでは「交替制(週休2日交替制)」との区別のため、「閉所」と称す。

選択制の試行 (令和5年度)

○令和5年度は、現地着手後、工期の一部を「閉所」から「交替制」に変更する試行を九州地整で開始



令和6年度は月単位の週休2日対象工事に拡大実施

若手技術者の育成(監理技術者育成交代モデル工事)

【目 的】

豊富な工事経験のある技術者(以下、「主任(監理)技術者」という。)が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、同種工事経験の無い技術者(以下、「育成技術者」という。)を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制を確保する。

【概 要】

主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者を配置できるものとし、施工上一定の区切りとみなせる時期以降においては、育成技術者に交代することができる。

【対象工事】

「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレスト・コンクリート工事」を対象

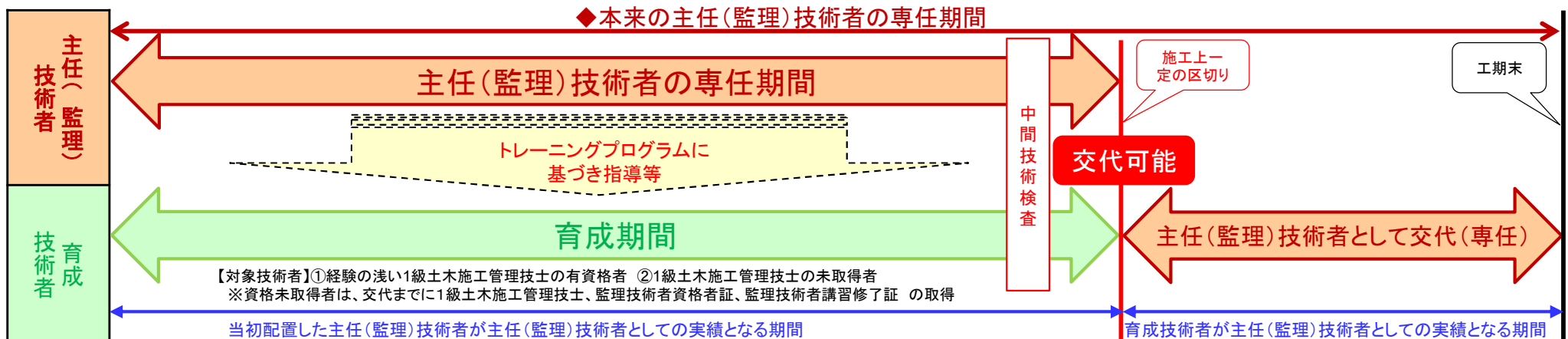
【対象技術者】

- ①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者 ②1級土木施工管理技士の未取得者

【技術者交代要件】(詳細時期は監督職員と協議して決定)

- ・主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事(育成期間)。
- ・交代までに、1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得。
- ・技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
- ・交代する前に中間技術検査を実施。

※監督職員は育成期間中に、検査官は中間技術検査時にトレーニングプログラムの実施状況を確認。



※当初配置した主任(監理)技術者と育成技術者共に、主任(監理)技術者として従事した期間は、主任(監理)技術者としての実績となる。